



北海道 雌阿寒岳 撮影者：津田浩克

眼前に広がるアオサゴの大きな群落。雨が断続的に降って陽射しが差し込まない天候下でもこれだけクリアに見えるのは、透明度が高いからだと言われている。沖縄県名護市の大浦湾の海底には現在世界で知られている中で最も大きなアオサゴの群落があります。そして、この海は希少海生生物であるジュゴンの餌場（海草藻場）でもあるのです。

今この海の一部が米軍基地として埋め立てられようとしています。

2003年9月、大浦湾に生息するジュゴンの保護を求めて、日米の環境保護団体などが原告となり米国防総省を相手にサンフランシスコ連邦地裁へ提訴。現在も係争中です。私たちの事務所は、環境保全の観点から、日本環境法律家連盟の一員として、この訴訟を支援しています。

そもそも、辺野古新基地計画は、沖縄が加重な基地負担（日本の国土面積の約0.6%しかない沖縄に、日本全国の約70.3%の米軍専用施設が存在する）を強いられ、県民がその是正を求め続けてきたなかで、あえてジュゴンなど5000種以上の生き物が確認されている貴重な海を埋め立てるものです。米国と日本の条約（日米安保条約と日米地位協定）上の不平等性、本土と沖縄の基地負担の不平等性、新基地反対が沖縄県民の多数意思であるにもかかわらず中央政府の意向がまかり通る民意の蹂躪、物言わぬ自然の蹂躪など論点は多岐にわたります。

辺野古では、今日も、工事車両が出入りするゲート前で、抗議行動が続き、大型トラックの隊列がゲートに近づくたびに人の鎖ができ、機動隊に引き抜かれて強制的に解かれてなお再び三度と人の鎖が再構築されています。そして、海上でも、小型船舶やカヌーによる抗議行動が監視船や巡視船の間隙をぬって展開されています。

「埋立が始まって、もう勝負は見えているのに、何故そこまで頑張るの?という質問を受けることがあります。でも、考えてみてください。民主主義は、言論の多様性が命綱であり、少数者への配慮と少数意見の尊重が本質的な要素だと言われていますよね。にもかかわらず、沖縄では県民多数の民意すら尊重されないのですよ。この状況で諦めて行動をやめるということは、多数意見すら尊重されない国に生きることを受け入れるということですよ。国民として、そのような国であることを受け入れることができるのですか?辺野古新基地問題は私たち一人一人がそう問いかけていられる問題だという意味で、辺野古や沖縄だけの問題ではないと考えているのです。だから、私は、今日も、明日も海に出るのです。勝負はついていないのです。」辺野古で、海上抗議行動に参加している小型船舶の女性船長の言葉に、問題の本質と重要性を再認識させられた瞬間でした。

新しい年の始まりにあたって、この国における民主主義の在り方について想いを巡らせつつ、皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

弁護士法人 あすなろ

あすなろ法律事務所

弁護士 津田浩克

弁護士 池田直樹

弁護士 岩本 朗

弁護士 原 正和

弁護士 石飛優子

弁護士 室谷悠子

弁護士 齊藤優摩

弁護士 黒田祐史

弁護士 杉田峻介

弁護士 平林佳江子

弁護士 池田健人

弁護士法人 あすなろ 奄美支所

奄美あすなろ法律事務所

弁護士 和田知彦／事務局一同

第7回あすなろセミナーを開催しました

「債権の管理・回収」～「取れなかった」を減らすために～

昨年の7月の民法改正セミナーの際のアンケートでご要望が多かった「債権管理・回収」をテーマに、11月27日、第7回セミナーを開催しました。

顧客と取引をする中で、「不払い」が生じることは少なくありません。そのような場合を見越して、普段からどのような対策をしておくべきか、岩本朗弁護士、杉田峻介弁護士、池田健人弁護士が講師としてお話ししました。当日は、多くの顧問先の皆様にご参加いただきました。

なお、次回セミナーは、労務管理をテーマにする予定です。ぜひご参加下さい。

1. 債権の回収 弁護士 池田 健人

●債権回収とは？

この業界では、「債権回収」という言葉をよく耳にしますが、「債権回収法」という法律はありません。「売掛金を支払ってください」と電話を掛けたり、文書を送ることも立派な債権回収の手段です。また、裁判所を通じて差押えなどの強制執行を行うことも債権回収の手段の一つです。

結局のところ、「債権回収」とは、目に見えない形で有している「債権」を、目に見える形の「お金」にどう変えるのかということに他なりません。

いざ債権回収となったときに実効性を高めるために、債権回収の手続きを理解したうえで、必要な情報を収集するなどの適切な債権管理を行う必要があるのです。

●具体的な債権回収の手段

電話や催告書などで支払いの催告を行っても、相手方が支払ってくれない場合、支払督促や訴訟提起によって債務名義(=裁判所のお墨付き)を得ることが考えられます。しかし、債務名義だけでは債権回収の手続きとしては、五合目にも満たない程度です。

債務名義の取得後、任意の支払いが期待できない場合には、強制執行手続を別途裁判所に申し立て、相手方の資産を差し押さえて金銭にすることになります。担保を取っている場合は、担保権を実行することも考えられます。



●債権回収に必要な情報

差押えでは、申立てを行う側が差し押さえる財産を特定しないとはいけません。

しかし、いざ差押えを行うタイミングで情報を得ようとしても、財産調査に時間もお金もかかってしまいます。そこで、取引関係に入る前や契約の段階で、相手方の主要な取引先の情報(差押えるべき債権)や取引口座の情報(差押えるべき預金)、自社物件の有無(差し押さえるべき不動産や敷金)などを聞き出しておくことが極めて重要で、これが債権管理の第一ステップになります。

2. 債権の管理と保全 弁護士 杉田 峻介

債権の管理は、最終的な債権の回収を意識して行うことが大切です。そこで、取引の流れの中で、何ができるか・何をすべきかをご紹介します。

●取引開始前にできること

信用の低い相手先とは取引をしない、または取引額などを制限することが不払いの防止の第一歩です。そのためには、相手先の事業の継続可能性(不払いが発生するリスク)、資産の保有状況(不払い発生時の回収可能性)の観点から、必要な情報をできる限り収集することが大切です。

●契約時にできること

契約(合意)内容を形に残すことは、後に法的回収に乗り出す場合にも不可欠で、契約書の作成や、それに準じる方法(発注書と請書のやり取り、見積書の送付に対して確認・依頼のメールをもらうなど)をとることが必要です。また、相手先の担当者が、契約をする権限があるかについても注意を払うべきです。

契約と同時にできるのが担保の設定であり、取引内容にもよりますが、取引額に応じて、それをカバーできる担保を設定しておくべきです。なお、保証人の設定には、改正民法の規定に注意が必要です。

●取引継続中・不安が生じたときにできること

継続的取引では取引額の調整や取引先の状況について常にアンテナを張っておくことが大切です。不安が生じたらまずは状況の確認に行き、場合によっては担保の積み増しなどを求める対応もあり得ます。

●不履行が生じたときにできること

いざ不払いが生じた場合、それ以上損失が増えないよう契約を解除するなどの対応があり得ます。一方、債権回収はタイミングが命です。不払いが生じている部分については、弁護士に相談し、早期に債権保全・法的回収の手段を講じることが賢明な場合が少なくありません。



奄美あすなろだより

弁護士 和田 知彦

世界自然遺産登録に向けた取組みと選択

奄美群島の世界自然遺産登録に向けた動きは、ユネスコからの世界自然遺産登録延期勧告により推薦が一旦取下げられましたが、2020年の登録を目指して、改めて、推薦書を2019年2月までに提出することになりました。

ここ数年で、奄美が取り上げられることが増え、奄美空港も拡張され、観光施設の整備が進められてきました。市の中心地の港は埋立が進められ、埋立地にはホテルや娯楽施設の建設が予定されています。ここ数年でレンタカー業者が急速に増え、島内を走るレンタカーもとても多くなりました。これまではなかったことですが、週末になると、マングローブの森が広がる住用川は、観光客のカヌーで川一面が埋まることもあります。

奄美が目されることは、それ自体素晴らしいことですが、注目されるだけの魅力があるからだと思います。昨今、地方の衰退が問題になる中、注目を集めることができるだけの観光資源があるのはとても恵まれていることです。

しかしながら、一方で、世界自然遺産登録のための準備として聞かれることは、観光客の増加に伴う観光施設の整備、外国人観光客の受入れのための通訳の養成といったことが多く、どのようにして今ある自然をそのままの形で残していくかという議論はあまり聞かれませんが、多くの人が注目しているのは世界自然遺産登録の観光産業に繋がるという側面で、自然を守ることそれ自体ではないのではないかと感じています。本来、世界自然遺産登録は、今ある自然を価値あるものとして守り遺すためにあるのですから、例えば、今残されている景観や自然の砂浜やサンゴなどをどのようにして守るのか議論をして必要な施策を講じる必要があるのではないのでしょうか。

自然を対象とする観光産業は、資格や高額の仕入れ

●回収できなかった場合に備えて

いくら債権の管理を徹底していても、取引先が突然破産してしまえば、債権はほとんど回収できません。そのような回収不能の発生リスクに備えて、中小企業倒産防止共済や取引信用保険への加入、個別の取引については保証ファクタリングの利用なども検討する余地があります。

●最後に

取引先の不払いは、一定の確率で生じ得ます。普段から、その可能性を意識して、対策や管理を徹底すること、不払いが生じた場合には適時・適確な判断で回収手段を選択し、実行することが重要になってきます。

加計呂麻島の実久集落と海岸 撮影：和田知彦



が必要とならないことが多いため参入障壁が低く、外部からの観光客を対象とするため利益を上げやすいという構造があります。私も、様々な人と色々な場所に行きましたが、業者によっては、観光客がマングローブの枝を折ったり、サンゴを折ったりするような行為をそのまま放置したり、サンゴの上に船の錨を下ろすところを見ました。

地方都市では、人間関係が近いこともあり、そこに住む一人一人が声を上げるのが難しいところがあります。しかし、声を上げないことは、目の前の現状をそのまま受け入れることと同じ結果をもたらします。法律の世界には「不作為」という言葉があります。「不作為」とはすべきことをしなかったことで結果が発生することを言います。将来を選択するのは、今の時代を生きている一人一人ですから、その一人一人が次世代への責任を負っているはずで

私たちの事務所は、JELF(日本環境法律家連盟)に加盟しています。私たちの事務所も、民間組織ですし、従業員もいますから、必要な利益を上げなければなりません。それだけでなく、今ある自然を残すことにつながる行動を選択できるように考えています。奄美は、今、岐路に立っており、その選択はここに住む一人一人、そして奄美に関わっている一人一人の手に委ねられています。





弁護士
津田 浩克

あけましておめでとうございます

昨年後半は8月に奥穂高岳と谷川岳、9月に雌阿寒岳と阿寒富士に登頂。晴れ渡った奥穂高岳山頂から、ジャングルム、槍ヶ岳、富士山を望むことができました。今年は燕岳から槍ヶ岳へのコースをぜひ登ってみたいです。

昨年11月、当事務所と同様環境問題に取り組んでいる東京のアーライツ法律事務所のメンバー7人の奄美大島来島に同行し

ました。世界自然遺産登録の対象地である太古の森で、深夜、アマミノクロウサギ(12頭)や様々な種類のハブ(5匹)に出会い、奄美の森のすばらしさを体感しました。また、減少の一途をたどっている貴重なオサガメの最北端の上陸・産卵が確認されている嘉徳海岸を視察しました。歌手元ちとせさんが生まれ育った集落の浜です。ここでは、自然の砂浜に、全長530メートル、高さ6.5メートルのコンクリート製の直立護岸の建設計画が浮上しています。世界自然遺産登録に向けた活動の足元で進む開発による自然の破壊。計画が地元集落の要望に基づくという構図が問題の解決を難しくしていますが、世界自然遺産登録の活動との関連も含めて、できることは何かを考えていきたいと思います。

皆様のご健勝をお祈りいたします。



弁護士
石飛 優子

時短のレシピ

子どもを保育園に迎えに行き帰るのが大体19時。そこから怒涛の夕飯準備が始まります。

以前は週末に一週間分作り置きしていたのですが、なんとなく金曜日頃になると、食べて大丈夫か？私は良くても息子が食あたりするのでは？と心配になっていました。

そこで今ハマっているのが、下味冷凍。お肉や魚にいろんな下味をつけて、冷凍し

ておきます。それを食べる日の朝に冷蔵庫に移し、帰宅してから野菜と一緒に焼いたり、揚げたり。一品作るのがとても楽になり、しかも安心です。

目下の問題は、魚の下味のレパートリーが少ないこと。何かよいレシピをご存知の方はぜひ教えてください。

発電所弁護士

最近、様々な種類の「発電所」に関する案件を扱っています。もともと環境・エネルギーに関わる仕事をしてきましたが、特にこの1年ほどは、太陽光発電所について、事業者側に関わることも多くなりました。担当している様々な発電所の案件では、ビジネス目線で事業のアドバイスをすることもあれば、電気事業・再生可能エネルギーについての国の政策や制度が課題になるもの

もあります。いろいろな関わり方を通じて、日々勉強しているところです。まだ扱ったことのない「風力発電」と「地熱発電」にも、いずれ関与できればと思います。

自分自身のエネルギーをしっかり蓄えて、体力と気力を十分に維持しながら、弁護士として再生可能エネルギーの拡大に貢献することを目指していきます。



弁護士
池田 直樹

古民家、来てみんなか？

能勢の八木さんの畑は昨年6月の大雨でじゃがいもが腐り、猛暑下のカボチャはアライグマにやられた。成長の早いソバも9月の台風で茎が倒れてしまった。空からはカラス、地上からはイノシシ、柵を越えて鹿に攻撃される。が、ヤギさんも泣き寝入りしない。罾をしかけ、捕まえたイノシシを借りている古民家でさばき、囲炉裏で一緒に食した。きれいごとは通じない。農業は自然との闘いであり、自然からの恵みを食することは、季節と命のはかなく厳しい循環を感じることもある。その基地として古民家の壁塗りをするあすなろダッシュ村プロジェクトに、まずは自由な時間を奪取しなくては。皆さん、一緒に来てみんなか？

自然との闘いであり、自然からの恵みを食することは、季節と命のはかなく厳しい循環を感じることもある。その基地として古民家の壁塗りをするあすなろダッシュ村プロジェクトに、まずは自由な時間を奪取しなくては。皆さん、一緒に来てみんなか？



弁護士
室谷 悠子

プリキュアに夢中

4歳の娘はアニメ「プリキュア」の熱狂的ファンです。番組が始まるとCMの間も片時も目を離さず、食い入るようにTVを見つめる姿には恐怖を感じることもありますが、どうやら保育園の女子たちも同じようです。

何がそんなに楽しいのかと、たまに一緒に見たりもしますが、必要以上にキラキラしたものが出てきてストーリーが分断されるのが気になり、「輝く未来」「大切なものを守る」などのセリフを真剣に叫んでいるキャラクターたちには感情移入ができません、集中して見ることはとてもできません(秋公開の映画は、戦闘シーンに迫力とスピードがあり、CGがキレイでまだ見られました)。

プリキュアへの愛を膨らませている娘の側で、小さな女の子たちを虜にする魅力と、この熱狂が覚めるとき物足りなくなるものについて考えています。



弁護士
和田 知彦

更生支援計画

これまで100件を超える刑事事件に取り組んできましたが、先日の裁判員裁判で、初めて、更生支援計画というものを作成して裁判所に提出するという経験しました。裁判員裁判は鹿児島市の裁判所で開かれるので、鹿児島市内の弁護士と奄美の私の2人で対応するのですが、計画の作成は、主にもう一人の鹿児島市内の

弁護士が主導してくれました。更生支援計画というのは、障がいを持つ人の特性に合わせて社会福祉士が中長期的な支援計画を作成し社会内での更生を支援していくためのものです。今回、裁判所からは更生支援計画も評価いただき、判決の結果、自立支援施設に入所して中長期的に更生と自立に取り組んでいくことになりました。

鹿児島ではおそらく初めての取り組みで、鹿児島島の新聞でも一面で取り上げていただくことができました。私としても、これを一つのきっかけに、障がいを持つ人に対する必要な福祉的支援が広がっていくことを期待しているところです。



弁護士
岩本 朗

弁護士会の「会派」？

今年度、大阪弁護士会の会派のひとつである春秋会の筆頭副幹事長を務めています。大阪弁護士会には、現在、約4500名の弁護士が所属していますが、弁護士会内には、7つの任意団体があり、「会派」や「派閥」と呼ばれています。私が所属する春秋会には約660名の弁護士が所属していますが、副幹事長はこの団体の世話役です。会派とか派閥とか、まるで自民党の党内のような感じ

ですが、大阪の場合、7つの会派が協力して弁護士会の運営を支えています。この関係で、今年度は、弁護士会の行事や会派の行事への出席が多くなり、懇親会等に出る機会も増えていますが、体重と健康に留意しつつ、残る任期を務めていきたいです。



弁護士
齊藤 優摩

サテライトキャンパス

上智大学法科大学院の出身という縁があったため、昨年の上智大学のサテライトキャンパスで開催されたミニオープンキャンパスで、少し話をする機会がありました。

私自身も初めて行ったのですが、このサテライトキャンパスは、梅田と中津のちょうど中間あたりにありました。上智大学がミッション系の大学であるため、キャンパスには、「サクラファミリア」という教会が併設されており、非常に雰囲気の良い場所でした。

東京の大学で関西にサテライトキャンパスを持つ大学はそう多くはないそうですが、今はどの大学も、関西の学生を獲得するために力を入れているとのこと。

このサテライトキャンパスでは、普段は公開講義などが開かれているようですので、梅田等に行かれた際には、立ち寄りたててはいかがでしょうか。



弁護士
平林 佳江子

災害と外国人観光客

前号のニュースレターで、訪日外国人の数が増加していることについて記載しました。ところが、昨年9月の台風21号の影響で、関西国際空港の滑走路が浸水し、空港連絡橋に船舶が衝突したことで、一時的に空港が使えなくなり、大阪を訪れる外国人の数が激減しました。台風の後しばらくは、驚くほど街に人がおらず、大きなスーツケースを引いて歩く人も見かけな

くなりました。改めてインバウンドのすごさを実感し、大阪の経済はかなり外国人観光客に頼っている部分があることを実感しました。

現在では、感覚としては、かなりの観光客が戻ってきているように思います。日本は災害の多い国なので、災害が起きたときも言葉の通じない外国人観光客に適切に対応できるよう、大型施設、宿泊施設や自治体での対策が求められるところです。



弁護士
原 正和

ハイキングではなく登山

昨年夏頃、知人に誘ってもらい、登山を始めてみることにしました。それまでは、家族と一緒に近くの小さな山にハイキングに行くことはあったのですが、真剣な登山はしたことがありませんでした。早速、9月上旬に富士山を予定したのですが、残念ながら、悪天候のため、当日に中止となりました。また、10月下旬に予定していた大山は、あいにく風邪をひいてし

まったため、無念の断念となりました。そこで、次こそはと臨んだ御在所岳に、11月中旬に登ることが出来ました。初心者にはハードな崖道もあり(ちなみに、私は高所恐怖症です)、楽ではありませんでしたが、日常生活から離れた時間を過ごせ、大いにリフレッシュすることが出来ました。まずは形からと登山グッズを一式買い揃えたこともありますので、これから登山も趣味として続けていきたいと思っております。



弁護士
黒田 祐史

名字診断

最近、郵便局のホームページで、「ニッポンの名字」というコンテンツが公開されています。

ここでは調べたい名字を入力検索すると、その名字の人が全国で何名いるのか、その名字が人数の多い順で何位なのか、その名字の由来、その名字が多い都道府県の上位3つ等が分かるようになっています。

「黒田」で調べてみると、全国で約12万8000人、多い順では159位、現滋賀県である近江国伊香郡黒田村が起源(ルーツ)である場合等様々な流派があること、全国では1位兵庫県(1万3700人)、2位東京都(1万1700人)、3位大阪府(1万300人)であることが分かりました。

ご自身や周りの方々の名字について知るきっかけには良いツールではないかと思えます。



弁護士
池田 健人

弁護士のドラマ

最近では、弁護士に焦点をあてたドラマが作られることも珍しくありません(個人的には、医療ドラマや刑事ドラマの方が面白いとは思いますが)。

ドラマの中の弁護士というのは、往々にして、証拠や証人を見つけるために走り回ったり、法廷の中で皆を説得するように突然語りだしたりするものです。

しかし、実際の我々の仕事というのは、書面の作成や文獻・判例のリサーチ、電話での交渉など、大部分がもっと地味なものばかりです。

です。実際の弁護士の仕事を題材にドラマを作ってしまうと、誰も視ないことになってしまうのでは？

お医者さんや刑事さんと同じような感想をお持ちなのか、一度機会があれば聞いてみたいと思います。



相続法改正

弁護士 黒田 祐史

遺産相続に関するルールは民法で定められていますが、そのルールが約40年ぶりに大きく改正されることになりました。

①配偶者居住権と配偶者短期居住権の創設

「配偶者居住権」とは、配偶者が相続財産である建物に、相続開始のとき居住していた場合で、その建物を無償で使用及び収益をする権利をいいます。

この権利は、遺産分割や遺贈、死因贈与により取得することができます。

これまでは、配偶者が建物に居住し続けるためには、遺産分割時に建物の所有権を取得しなければなりませんでした。改正後は配偶者居住権を取得すれば足りることになります。

配偶者居住権は所有権に比べて相続財産としての評価は低くなりますので、配偶者が居住建物の所有権ではなく配偶者居住権を取得し、その分、金銭等居住建物以外の財産を多く取得できることを選択することができるようになります。

「配偶者短期居住権」とは、配偶者が相続財産である建物に、相続開始のとき居住していた場合は、遺産分割によりその居住建物の帰属が確定した日又は相続開始の時から6か月を経過する日のいずれか遅い日まで、居住建物を無償で使用することができる権利をいいます。

さきほどご説明した「配偶者居住権」とは違い、遺産分割の時に分割の対象に含まれることはありません。

②結婚期間20年以上の夫婦による住居の贈与等が特別受益の対象外に

亡くられる方が配偶者に対し、住居を生前贈与したり、遺贈したりするケースはよくあります。

これまで、これらの贈与等については、特別受益として、遺産分割の計算対象となっていました。

今回の改正により、結婚期間20年以上の夫婦に限って、当該夫婦間での贈与等が遺産分割の計算の対象外となり、配偶者は預貯金などの他の財産を多く取得できるようになりました。

③介護や看病で貢献した親族による金銭請求が可能に

亡くなられた方の親族で、推定相続人ではない方(例えば、亡くなられた方の子供の妻)が、亡くなられた方のために介護や看病を行うケースはよくあります。

これまで、このようなケースでは、亡くなられた方の遺言がない限り、介護や看病に関して何らかの報酬を受け取ることは出来ませんでした。

今回の改正により、推定相続人ではない親族の方でも、介護や看病で貢献した場合には、遺産分割時に金銭請求を行うことができるようになりました。

④生活資金等の確保のために、遺産分割前に預貯金を引き出すことができる

これまでは、遺産分割が成立するまでの間は、金融機関が口座を凍結させているため、自由に亡くなられた方の預貯金を引き出すことができませんでした。

今回の改正により、生活資金や葬儀費用等の確保の場合には、遺産分割が成立するまでの間でも金融機関の口座から預貯金を引き出すことができるようになりました。

なお、施行は、①については2020年4月1日、②～③については2019年7月1日と決まっています。

上記で述べたこと以外にも自筆証書遺言や遺留分に関する改正が行われています。



日本環境法律家連盟

昨年は異常気象を実感した年でした。JELFでは、パリ協定にもかかわらず、進まない日本の温暖化対策を加速するため、政策訴訟を積極的に推進します。

昨年9月に神戸製鋼の大型石炭火力発電所の差止訴訟(民事)を、11月に国に対して石炭火力発電所の規制強化を求める行政訴訟を提起しました。今後も、次世代や自然を守るための訴訟や「みどりの遺言」(☞検索)プロジェクトなどを進めていきます。